

核兵器禁止条約の前進と今後の課題

黒 澤 満

The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Its Progress and Challenges

Mitsuru Kurosawa

抄 録

核兵器禁止条約の第1回締約国会議が2022年6月に開催され、「宣言」において条約の目的および内容を明確にし、今後取るべき「ウィーン行動計画」を採択した。本条約は短期間の交渉で作成されたため不備があったが、一定の範囲で進展が見られた。しかし残された課題も多く存在する。本稿では、まず第4条の「核兵器の全面的廃絶に向けて」、次に第6・7条の「被害者援助、環境修復、国際協力・援助」、第3に「条約の普遍性」、第4に「核不拡散条約との関係」を取り上げ、会議での進展状況を明確にし、残された今後の課題について検討する。最後に2022年8月に開催された第10回NPT再検討会議における本条約の議論を考察する。

キーワード：核兵器禁止条約、核兵器廃絶、被害者援助、条約の普遍性、核不拡散条約
(2022年9月14日受理)

Abstract

The first meeting of the States Parties of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons was held in June 2022. The Declaration makes the purposes and contents of the Treaty clearer, and the Vienna Action Plan provides for the actions which should be taken soon. The treaty which was negotiated and adopted in short time, included many shortcomings. Progress was made in some parts but challenges still exist. I deal with the following four topics; first, "toward the total elimination of nuclear weapons," second, "victim assistance," third, "universality," and fourth, "relationship with NPT." I make the fact of the progress clear and examine remaining challenges. Finally, the arguments which were expressed at the 10th NPT Review Conference in August 2022 are surveyed.

Keywords: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, elimination of nuclear weapons, victim assistance, universality, Nuclear Non-Proliferation Treaty
(Received September 14, 2022)

はじめに

核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)¹ の第 1 回締約国会議が 2022 年 6 月 21 日から 23 日にウィーンで開催され、宣言²、ウィーン行動計画³、その他の文書が採択された。この会議の目的は条約の発効を祝い、核兵器の完全な廃絶を実現するという決意を再確認し、条約の完全で効果的な実施を進めるための道筋を示すことであると宣言で確認されている。またロシアのウクライナ侵攻中に開催されたこともあり、ロシアを明示することなく、核兵器のいかなる使用も使用の威嚇も国連憲章を含む国際法の違反であることが強調され、また核抑止論は誤った考えであることも強調されている。

この条約は早期の採択を目指し、きわめて短期間に交渉され採択されたため、条約のさまざまな分野の内容が条約発効以降に改めて議論され実施されるという構造を持つ。第 1 回締約国会議でそれらのいくつかの点は解決されているが、さらにこの会議後に具体的な議論が開始されるべき課題も多く存在する。

本稿では、条約の内容につき、特に重要と考えられる以下の 4 点につき詳細な検討を行う。第 1 に、この条約は基本的にはその名称が示すように「禁止」に関する条約であるが、将来の核兵器の全面的廃絶に向けてどのような措置が必要であるのかを規定する第 4 条の課題を取り上げ、第 2 に、この条約は人道的観点から作成されており、核兵器の使用または実験の被害者援助、環境修復、それらの国際協力・援助に関する積極的義務を規定する第 6 条、第 7 条の課題を検討する。第 3 に、条約に対して核武装国⁴ や核同盟国が強く反対している中で、条約の普遍性をいかに確保するかという第 12 条の課題を検討し、第 4 に、この条約は、現在の核兵器に関する規制の中心にある核不拡散条約 (NPT) とどのような関係にあり、どのような関係を構築していくべきかに関する第 18 条の課題を検討する。最後に、今回の会議で多くの決定がなされ、条約の実施に関して一定の前進が見られたことは確かであるが、上述の 4 つの分野につき残された今後の課題はどのようなものであり、それにどう対応すべきであるかを検討する。

さらにこの会議の 1 カ月後に開催された NPT 再検討会議におけるこの条約に関する議論および最終文書草案の内容を検討する。

1 核兵器の全面的廃絶に向けて

1.1 第 4 条の内容と構成

本条第 1 項は核兵器を保有していた国が、核兵器を廃棄した後に条約に加入する場合を規定し、第 2 項は条約に加入した後にその核兵器を廃棄する場合を規定し、第 4 項は他国の保有する核兵器を自国に配備させている国が条約に加入する場合を規定している。また第 6 項は、核兵器計画の不可逆的な廃棄について交渉し検証するための「権限ある国際的な当局 (a competent international authority or authorities)」を指定することが定められている。この指定の期限は規定されていない。しかし第 2 項における廃棄の期限および第

4項における撤去の期限は第1回締約国会議で決定すると規定されている。また「権限ある国際的な当局」が一定の任務を果たすことがいくつかの場合に規定されているが、その当局の一般的な権限や任務など内容はまったく規定されていない。したがって第4条の実施に関連する問題でこの会議で審議すべきものは、第1に廃棄や撤去の期限を決定することであり、第2に「権限ある国際的な当局」の内容をできるだけ確定することである。

1.2 廃棄および撤去の期限

第2項に従って条約に加入した国には、核兵器を運用状態から直ちに撤去し、自国の核兵器計画の検証されかつ不可逆的な廃棄を行う義務があり、その期限は第1回締約国会議で決定されると規定されている。また第4項に従って、配備された核兵器を有する締約国はそれを撤去する義務があるが、その期限も同会議で決定されると規定されている。

既存の軍縮関連条約については、化学兵器禁止条約では10年以内に廃棄することと5年の延長が定められている。対人地雷禁止条約では4年以内の廃棄と10年以内の延長が、クラスター弾条約では、8年以内の廃棄と4年以内の延長が規定されている。

この問題のファシリテーターである南アフリカが提出した作業文書では、「第1回締約国会議は、核兵器の廃棄のため必要とされる期限として、最大限10年が採択されるべきである」と勧告し、延長の要請については、「第1回締約国会議は延長要請の可能性を認め、最大限5年の延長に合意すべきである」と勧告していた。さらに配備された核兵器の撤去に関して、「最大限90日という期限が採択されるべきである」と勧告していた⁵。

この問題に関して、会議は以下のような決定を行った。

核兵器禁止条約第4条第2項および第4項の完全かつ効果的な実施を追求するため、締約国は以下のことを決定する。

- a. 第4条第2項に従い、すべての核兵器関連施設の不可逆的な転換または除去を含む、当該締約国の核兵器計画の検証された不可逆的な除去のための法的拘束力ある期限付きの計画に従って、核兵器廃棄に必要な期限として最大10年の上限を採用すること。
- b. 核兵器廃棄のための最大5年間の延長期間を設定すること。
- c. 軍縮プロセスにおける予期せぬ困難を克服するため、例外的に締約国会議または再検討会議において延長要請を認めることができること。
- d. 延長要請は、締約国が第4条第2項に基づく義務を完了するために厳密に必要な年数を超えてはならず、締約国は最大延長期間内に留まらなければならないこと。
- e. そのような要請は、以下を含むべきである。
 - i 提案された延長の期間
 - ii 当初の計画を遂行する上で直面した課題の説明を含む、延長提案の理由の詳細な説明
 - iii 当初の計画を遂行する上で直面した課題の説明を含む、廃棄のために更新された詳細な計画。

- f. 延長要求の具体的な要件は、科学諮問グループからの助言および関連する技術的な諸国際機関からの情報に基づき、条約の将来の締約国会議または再検討会議においてより詳しく述べられること。
- g. 締約国による上記に関するいかなる決定も、科学諮問グループおよび関連する技術的な諸国際機関の勧告に基づいて行われるべきこと。
- h. 配備国からの核兵器の撤去について、最大 90 日の期間を採択すること。

1. 3 権限ある国際的な当局

第4条第6項は、「締約国は、本条第1、2および3項に従いすべての核兵器関連施設の廃棄または不可逆的な転換を含み、核兵器計画の不可逆的な廃棄を交渉し検証するために、権限ある国際的な当局を指定する」と規定し、第1項では締約国はその国際的な当局と協力すること、第2項では、締約国は条約発効後この国際的な当局に廃棄の計画を提出し交渉することが規定されている。

この問題の共同ファシリテーターであるブラジルとメキシコは、この問題を深く検討し、まず第1回締約国会議は、この問題についての会期間の作業に参加するため60日以内に国内の連絡先を指定することを勧告し、次にこの当局の指定に向けて非公式の会期間作業グループを設置することを勧告している。この作業グループは、特に①第4条の特定の用語の明確化、②科学的助言と適切な政策に十分基礎を置くもので、核兵器禁止条約の諸原則、目標および目的を反映する国際的な当局の交渉および検証メカニズム、③国際的な当局を核兵器禁止条約の公式な構成物としての制度化に焦点を当て、国際的な当局の首尾一貫したアプローチの開発に向けて議論を進めること、並びに科学諮問委員会からの意見も求めつつ、検証の特定の技術的側面を識別することを勧告している⁶。

会議は、会期間の作業を調整し前進させるための非公式作業グループの1つとして、第4条の実施に関して、特に権限ある国際的な当局の将来の指定に関連する非公式作業グループの設置を決定し、第1回締約国会議と第2回締約国会議の間メキシコとニュージーランドを共同議長とすることを決定している⁷。

1. 4 ウィーン行動計画における決議

会議で採択されたウィーン行動計画において、核兵器の全面的な廃絶に向けて（第4条）に関しては、締約国は以下のことを決議している。

行動15：締約国の一般的義務から権限ある国際的な当局の特定のマンデートに至るまで、権限ある国際的な当局に関連する事項について首尾一貫したアプローチを開発し、権限ある国際的な当局の指定のための指針を提供するため、会期間にさらなる議論を行う。

行動16：権限ある国際的な当局の指定に関して、90日以内に国内の連絡先を指定する。

行動17：会期間に、核武装国が所有、占有または管理する核兵器またはその他の核爆発装置の撤去について（第4条2項）および核兵器配備国からそのような兵器ま

たは装置の撤去について（第4条4項）、条約の第4条に関する延長要求の特定の条件について詳細に検討する。この会期間プロセスは、科学諮問グループからの助言および関連する国際技術機関からの情報に基づくべきであり、あるいは情報を提供されるべきである。

行動18：検証はそれ自体が目的ではなく、核軍縮の代わりでもなく、軍縮の進展を積極的に促進するものであることを認識しつつ、核軍縮の検証に関する進展を促進し、支援するために最善の努力を尽くす。

1. 5 今後の課題

まず廃棄および撤去の期限については、10年および90日という期限が会議で決定され、基本的な部分では決着がついているが、行動17にあるように、廃棄の期限の延長要求の特定の条件について詳細に検討するため、科学諮問グループからの助言などを得て会期間プロセスを実施することになっている。

次に権限ある国際的な当局については、会議において作業文書を中心に一般的な議論が広く行われただけであり、第4条の実施、特に将来の権限ある国際的な当局の将来の指定に関する非公式作業グループを会期間に設置すること、第1回締約国会議と第2回締約国会議の間は、メキシコとニュージーランドが共同議長となることが決定された。

これに関するウィーン行動計画は、締約国の一般的義務から権限ある国際的な当局の特定のマンデートに至るまで首尾一貫したアプローチを開発し、当局指定の指針を提供するため会期間にさらに議論すること、当局の指定につき、90日以内に国内の連絡先を指定すること、特に検証については、検証が核軍縮の進展を積極的に促進すると認識しつつ、検証の進展を促進し、支援することと規定している。

会議の議論においては、権限ある国際的な当局は1つなのか複数なのか、新たな機関なのか既存の機関なのか、交渉と検証という任務の内容などについてもさまざまな見解が示されており、これから本格的な議論がやっと開始されるという状況である。また決定すべき期限も示されておらず、この問題は時間をかけて漸進的に進めるべきであるという意見も多数あり、早期の決定は困難であるように思われる。

2 被害者援助、環境修復、国際協力・援助

2. 1 第6条、第7条の内容

本条約の1つの大きな特徴は、人道的核軍縮という流れの中で強調されているものであるが、核兵器の使用や実験の被害者に対する援助およびそれらによる環境破壊の修復に関する詳細な規定を含んでいることである。第1条の義務が「禁止」という不作為を規定する消極的義務であるのに対して、第6・7条は締約国の作為を規定する積極的義務が規定されている。第1項は、自国の管轄の下にある個人で核兵器の使用または実験の影響を受けた者に対して、締約国は援助を適切に提供することを規定し、第2項は、核兵器の使用ま

たは実験に関する活動の結果として汚染された自国の管轄の下にある地域に関して、環境修復に向けた必要かつ適切な措置をとることを規定している。

さらに国際的な協力および援助に関して、第7条は、締約国が他の締約国の援助を求め受ける権利を有すること、援助を提供できる締約国が他の締約国に対して技術的、物的および財政的援助を提供すること、さらに援助を提供することのできる締約国が核兵器の使用または実験の被害者に援助を提供することを規定している。また核兵器を使用しまたは実験した締約国は被害者への援助および環境修復のため、影響を受けた締約国に対し適切な援助を提供する責任を有する。

会議で採択された「宣言」においては、「条約の人道的精神は、核兵器の使用および実験により引き起こされた被害を救済することを目的とするその積極的義務に反映されている。我々は、本条約の積極的義務の実施を促進するため締約国間の国際協力を強化する。我々は、核兵器の使用または実験の生存者に差別なく、年齢や性別に配慮した援助を提供し、環境汚染を改善するために影響を受けた地域社会と協力する。我々は条約の革新的なジェンダー規定を強調し、核軍縮外交への男女両方の平等で、完全で、効果的な参加の重要性を強調する」と規定されている。

2.2 第6条、第7条実施のための提案

この問題の共同ファシリテーターであるカザフスタンとキリバスが提出した作業文書においては、以下のような内容が勧告されていた⁸。

(1) 第6条と第7条を実施する約束

締約国は、第1回締約国会議で作成される成果文書において、積極的義務の重要性および核兵器禁止条約の人道的目的とのリンクの重要性を強調すべきであり、第6条と第7条の義務の実施の具体的で迅速な進展の達成を約束すべきであり、国連その他を含む適切な関係者を含むべきである。

(2) 第6条と第7条のための実施枠組みの設定

第6条と第7条の実施のためのメカニズムの創設が、これらの義務の実働化を確保する第一歩であり、締約国は核兵器の使用または実験の影響を受けた場合には、それを評価すべきであり、それを実施する国家計画を作成すべきであり、国内の連絡先を指定すべきである。

(3) 実施措置の報告

締約国は、これらの義務の実施に関する情報交換が条約目的達成のカギであると認識し、国家措置の報告のガイドラインを作成する。

(4) 積極的義務に関する会期間の作業

締約国は、これらの問題に関する非公式の会期間作業グループを設置し、すべての関係者の積極的な参加を促し、複雑な問題への共通理解を明確化する。

(5) 被害国のための国際信託基金

非公式会期間作業部会は影響を受けた国のための国際信託基金の設置を検討すべきで

ある。

(6) 包摂性へのコミットメント

包摂性は積極的義務にとって特に重要であり、すべての関係者が積極的に参加できるようにすべきである。

2.3 ウィーン行動計画における決議

会議で採択されたウィーン行動計画において、被害者に対する援助および環境の修復(第6条)ならびに国際的な協力および援助(第7条)に関して、

(1) 締約国は以下のことを決議する。

行動19：関係者と取り組み、第6・7条の効果的な持続可能な実施を進める。

行動20：核兵器を使用または実験した条約非締約国との間で、被害者援助と環境修復のため影響を受けた締約国への援助の提供につき情報交換を行う。

行動21：第1回締約国会議後3カ月以内に、第6・7条のための国内の連絡先を指定する。

行動22：第6・7条に関する国内法と政策を採択または適応させ、実施する。

行動23：そうする立場にある締約国による国際協力および援助の提供を促進するメカニズムを調整し開発する。

行動24：実施枠組みの作成のため、国連その他の機関と協力する。

行動25：すべての被害者援助、環境修復、国際協力・援助活動を接近可能性、包摂性、無差別、透明性の原則で行う。

行動26：第6・7条の実施枠組みおよび実施の再検討を行う。

行動27：第6・7条の履行のため、情報交換の重要性を承認する。

行動28：第2回締約国会議までの会期間に、自主的で負担にならない報告の作成を検討する。

行動29：核兵器の使用や実験の影響を受けた国家のための国際信託基金の設置の可能性を議論し、可能なガイドラインを提案する。

(2) 核兵器の使用または実験の影響を受けた締約国は、以下のことを決議する。

行動30：自国の管轄の下にある地域に関して核兵器の使用および実験の影響を評価する。影響を受けた国はその評価を第2回締約国会議までに完成させ、共有する。

行動31：被害者援助と環境修復の義務の実施のための国家計画を作成する。当初の評価は第2回締約国会議までに完成され、共有されるべきである。

(3) そうする地位にある締約国は以下のことを決議する。

外部からの支援を明確に必要とする締約国を援助するという第7条第3項の義務に基づき行動する。

なお締約国会議の決定により、被害者援助、環境修復、国際協力・援助に関する非公式作業グループが設置され、このグループは第1回締約国会議と第2回締約国会議の間カザフスタンとキリバスが共同議長となる。

2. 4 今後の課題

第6条第1項は核兵器の使用または実験の影響を受けた者に対して援助を適切に提供すること、第2項は汚染された地域に対して必要かつ適切な措置をとること、第7条は他の締約国および被害者に援助を提供することを規定しており、義務の基本的内容は明確であるが、具体的な内容やその提供の手続きなどにはほとんど触れていない。さらに今回の会議で採択された「ウィーン行動計画」の内容も、大部分は、義務の効果的な持続可能な実施を進める、情報交換を行う、義務を促進するメカニズムを調整し開発する、他の機関と協力する、情報交換の重要性を承認する、報告の作成を検討するといったきわめて抽象的な行動しか規定されていない。具体的行動としては、国内連絡先を指定すること、被害国はその影響を評価し、完成させ、国家計画を作成することのみである。

したがって、会議終了後に次回の会議との間に非公式作業部会が設置され、そこにおいて改めて個々の具体的問題について議論され、具体的な行動が決定されることになる。その意味では、第6・7条の具体的義務の実施方法はこれから検討され、決定されるものとなっている。議論すべき課題は多岐に亘るであろうし、内容もきわめて複雑なものになると予想されるので、早期に議論を開始し、十分な議論を行い、できれば第2回締約国会議においてさまざまな具体的な課題の決定が可能になるように迅速に作業を進めるべきである。

3 条約の普遍性

3. 1 第12条の内容と意義

条約第12条は、「締約国は、すべての国による本条約への普遍的な参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を署名し、これを批准し、受諾し、承認し、またはこれに加入するよう奨励する」と規定している。この条約は核軍縮への人道的アプローチに基づき、非核兵器国のイニシアティブにより推進されたものであり、核武装国や核同盟国の強烈な反対に直面したものである。条約の署名国および批准国をいかに増加させるかという課題は、条約の存続の意義にも大きな影響を与えるきわめて重要な課題となっている。

会議で採択された「宣言」においては、「我々はすべての地域において条約の締約国を増やすよう努力する。この条約の普遍的な支持とその完全な履行という我々の目標を支えるため公共の良心を利用する」と規定されている。さらに「我々はすべての国が遅滞なく核兵器禁止条約に参加することを強く求める。・・・我々は、一部の核武装国が非核武装国の条約への参加を阻止する行動をとっていることを遺憾に思う」と規定されている。

3. 2 第12条の実施の提案

この問題の共同ファシリテーターであるオーストリア、コスタリカ、インドネシアが提出した作業文書⁹においては、まず非公式協議において以下のような潜在的な共通の理解

が存在したと記している。

- ・ 第 12 条の実施は締約国の義務であるが、すべての関係者の努力が必要である。
- ・ 条約の明確な法的・規範的禁止は核兵器のない世界という目的への必須の措置である。
- ・ 条約は核軍縮のための NPT 第 6 条の義務の効果的措置である。
- ・ 条約は核のタブーを強化する。
- ・ 条約は核兵器の継続的存在に対応するものである。
- ・ 追加的なすべての批准は条約の規範と原則の強化に貢献する。
- ・ 普遍化は批准国数の量的・法的次元を超え、条約の権威が国内・世界政治に定着する。
- ・ 普遍化の努力は核兵器の禁止・廃絶の国際的圧力を増加させる。
- ・ 普遍化は議論自身をも変えることである。

次に、締約国はその普遍化の努力を条約の中核である以下の規範と原則を強調することに基礎づけることを提案している。

- ・ 核兵器の無条件の完全で明確な禁止。
- ・ 核兵器の使用は、それから生じる人道的結果から受け入れられない。
- ・ 核兵器の過去および将来の使用または実験による害を救済する規範である。
- ・ 核軍縮に向けての進展およびその実現の規範である。
- ・ 条約は NPT など他の規範および広く適用されている補完的措置を強化する。

第 3 に、普遍化の努力は焦点を当てて行うべきであり、条約を一般的に支持している諸国には、条約に反対を表明している諸国に比べて、異なったレベルの関与が必要とされる。

最後に第 1 回締約国会議のための勧告 / 行動として 11 項目が列挙されている。これらは会議で採択された「ウィーン行動計画」に大部分含まれているため、次節で詳細に述べる。

3.3 ウィーン行動計画における決議

会議で採択されたウィーン行動計画において、普遍性（第 12 条）の問題について、締約国は以下のことを決議している。

- 行動 1：普遍化の努力を締約国の優先事項とする。
- 行動 2：まだ条約に署名・批准していないに国に対し早急に署名・批准するよう要請する。
- 行動 3：行政府によるまたは外交的な行動によるものなどにより普遍化を促進する。
- 行動 4：条約への加入促進に必要な一層の情報を探求する。
- 行動 5：批准プロセスの最良の実践例を共有し、批准プロセスの技術的援助を提供する。
- 行動 6：第 12 条の実施を容易にするため、国内連絡先を 60 日以内に指定する。
- 行動 7：国際会議などを通じて、条約の内容を認知してもらう。
- 行動 8：国連総会での関連決議の賛成国を増やす努力をする。
- 行動 9：国連軍縮機関などの声明において、条約の重要性を強調する。
- 行動 10：核兵器の人道的影響および関連リスクを強調する。

行動 11：条約の締約国ではないが影響を受けた国と協力する。

行動 12：核兵器および核抑止に現在コミットしている国を取り込む。

行動 13：国連、ICRC、ICAN などパートナーの関与と積極的な協力を奨励・支持する。

行動 14：条約の枠内において普遍化活動の情報を共有する。

なお会議は、普遍化に関する非公式作業グループを設置すること、第1回締約国会議と第2回締約国会議の間、このグループは南アフリカとマレーシアが共同議長となることを決定した。

3.4 今後の課題

今回の会議開催中の締約国数は65カ国であり、世界の約3分の1が締約国となっている。2017年7月にこの条約が採択された国連会議においては、122カ国がその決議に賛成したという事実から考えると、締約国の数はその約半分である。核兵器禁止条約に反対する核武装国や核同盟国の条約反対のキャンペーンはきわめて強力であるのは事実であり、これからもその態度が継続されることが予想される。

そのような状況において、条約の締約国や批准しなくても支持してくれる国家の数を増やすことは、この条約の存在自体の価値や条約のもつ効果の有益性を増大するために絶対不可欠であり、人道的な側面から核廃絶を進めるといふこの条約の基本的立場の維持・強化にとって不可欠なことである。

ウィーン行動計画で主張されていることは、条約の普遍化のための実際の行動などが一般的に列挙されているが、詳細な具体的な行動計画が示されているわけではない。ただ今後の会期間の非公式作業部会で議論されるであろうが、以下に述べるような、もう少し個別のターゲットに焦点を当てた行動が必要である。最終的にはすべての核武装国の加入も視野に入れて行動するのは当然であるが、加入の可能性の観点から優先順位を定めるべきである。

条約加入の可能性の高い順に考えれば、第1の標的は現存の非核兵器地帯の条約当事国である非核兵器国である。非核兵器地帯条約の締約国は、NPT上の義務に加えて他国の核兵器の配備が禁止されており、核兵器国からは核兵器を使用しないという消極的安全保証を与えられているので、核兵器禁止条約の権利・義務に一番近い立場にあり、条約加入へのハードルが一番低い。そのためには、現在世界の各地域に存在する5つの非核兵器地帯条約の締約国は、核兵器禁止条約に加入していない諸国の条約の署名・批准をそれぞれの地域において第1に積極的に推進すべきである。

第2は、核同盟に加入していない非核兵器国に対して、核兵器禁止条約の署名・批准を働きかけるべきである。これらの国はNPTの義務を全面的に受け入れている非核兵器国であって、核兵器国の核の傘の下にない国家である。これらの国も核兵器禁止条約に加入することによって新たな義務を引き受けるわけではなく、現状のまま加入できる状況にある。したがって、第2にこれらの国に対する署名・批准の要請の働きかけを積極的に行うべきである。

スイスは非同盟諸国に含まれないが、このカテゴリーに入る国であり、核軍縮の人道的アプローチを先導した国であり、会議にはオブザーバーとして参加し、特に、「我々は核兵器の使用を防止するという目的を完全に共有する。核兵器が国際法、特に国際人道法を遵守しつつ使用されることを想像するのは困難である」と述べ、2018年にスイスはこの条約への参加の可能性に関心があったが、NPTとTPNWとの関係および後者の核軍縮への効果的な貢献の問題があり、批准しなかったが、スイスはTPNWに今後も建設的に関わっていくし、この条約の利害関係者として協力すると述べている¹⁰。

第3は、核兵器国の核の傘の下にある核同盟国については、NPTにおける非核兵器国として核兵器を保有しないのは当然であるが、さらにNPT上では核の管理、すなわち核兵器の使用の権限を持たないという義務を負っている。最近核共有の問題がさまざま議論されているが、ドイツなど米国の核兵器を自国に配備させている諸国は、米国が核兵器使用の管理権を移譲しない限り、核兵器を移譲したことにならず、NPT上は違法とはならない。このような国の核兵器禁止条約の加入に際しては、配備している核兵器国の核兵器を撤去する義務が発生し、条約第4条はその期限を今回90日と決定したのである。

核の傘の下にありながら核兵器国の核兵器を自国に配備させていない諸国、たとえば日本やいくつかのNATO諸国は、NPT上はいかなる違反の問題も発生しない。しかし核兵器禁止条約の下においては、十分な議論が展開されておらず、今回の締約国会議でもまったく議論されていないが、条約第1条の「禁止」において、(a)項で禁止されている活動を行うことにつき援助、奨励、勧誘すること、および援助を求め、受けることが禁止されているので、核の傘の下にあることは核兵器禁止条約に違反すると一般に考えられている。

今回の締約国会議において、NATO諸国やオーストラリアなどがオブザーバーとして会議に参加し、核同盟国として条約に参加することはできないが一定の範囲で協力の可能性があることを示唆したのは、核兵器禁止条約の普遍性の観点からきわめて重要なことである。たとえばドイツは、核同盟であるNATOの同盟国であり、またロシアの公然たる侵略に直面している現状に照らしてみても、TPNWに加入することは不可能であると基本的立場を述べつつも、建設的対話への参加にはコミットしているし、実際の協力の機会を探っていると述べている。さらに我々は人道的観点が高調されていることを特に評価しており、積極的義務に関心があると述べている¹¹。

オランダは、NATOに強くコミットしており、TPNWはNATOの義務と両立しないので、TPNWに署名または加入する意図をもっていないと明確に述べている。しかし、我々は核なき世界への道筋は異なるが、我々の意図は核兵器のない世界という同一のものであり、それに向けて共に進もうと述べている¹²。

ノルウェーも、オブザーバーとして会議に出席しているが、これはNATOの義務と合致しないであろうTPNWの署名に向けての一步ではないと述べつつも、我々は、核なき世界に向けての異なる道筋および手段を選択するとしても、核軍縮を進展させ、この分野での分裂に対抗するためのすべての国家の間での建設的な対話を求めていると述べている¹³。

なおスウェーデンは、条約に署名・批准できない理由として、この条約は核兵器国を含

んでいないので現実的な効果的方法ではないこと、NPT および CTBT との関係が不明であること、定義、検証制度、その適用範囲の明確性が欠如していることを指摘している¹⁴。

第4は現在核兵器を保有している9の核武装国であるが、これらの諸国はすべてきわめて強力に条約への反対の意思を示しているので、普遍性の観点から最も困難な課題であるが、条約締約国はさまざまな方法で積極的に対応すべきである。NPTで核兵器国として定義されている米ロ英仏中に対しては、核不拡散のための行動の出発点として他国に核兵器を移譲しない義務を定めるものであって、核兵器の無期限の保有を承認したものではないと説得すべきである。しかし核兵器国はしばしばこれは核兵器の保有を無期限に認める特権として解釈する傾向がある。

このような現状において、核兵器国に対してはNPT再検討会議が5年ごとに4週間にわたって開催され、その前の3年間には毎年2週間の準備委員会が開催されているので、それらの機会を最大限利用しつつ、NPT第6条は核軍備競争の早期の停止と、核廃絶を意味する核軍縮(nuclear disarmament)のための効果的な措置を誠実に交渉することを義務づけていることを根拠に、他の非核兵器国をも含めて核兵器国に強く迫るべきである。

インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮については、地域的な国際環境の改善の努力とともに対応すべきであるし、可能なら非核兵器国としてNPTに加入する方向も検討されるべきである。

4 核不拡散条約との関係

4.1 第18条の内容

条約第18条は、「他の協定との関係」というタイトルの下で、「この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る」と規定している。

当初の議長提案では、「この条約は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく締約国の権利および義務に影響を与えるものではない」とNPTに特定して規定しており、NPTの優越性を暗示する可能性などからさまざまな議論があり、以上のように変更された。

第18条のタイトルおよび内容は既存の国際協定となっているが、実際に議論されているのは、核兵器禁止条約と核不拡散条約の関係であり、両者は両立するの否か、補完的關係にあるのかないのかという観点から議論されている。

会議で採択された「宣言」においては、「我々はまた条約の外にいる国とも協力する。我々は、核不拡散条約が軍縮・不拡散レジームの礎石であることを承認し、それを損なうおそれのある威嚇や行動を非難する。NPTに完全にコミットした締約国として、我々はNPTとこの条約の補完性を再確認する。我々は、核軍備競争の停止と核軍縮に関連する必要で効果的な措置として、核兵器の包括的な法的禁止を発効させることによって、NPT第6条の義務の履行を前進させたことを喜んでいる。我々はすべてのNPT締約国に対し、第6条の義務およびNPT再検討会議で合意された行動と約束を完全に実施するための努力

を再活性化するよう要請する。我々は、我々の共有の目的を達成するためにすべてのNPT締約国と建設的に協力するという約束を改めて表明する」と記述されている。

4.2 第18条の実施の提案

この問題の共同ファシリテーターであるアイルランドとタイが提出した作業文書「既存の軍縮・不拡散レジームとの補完性¹⁵⁾」というタイトルの下では、以下のような内容が勧告されていた。

核不拡散条約と核兵器禁止条約は対立するものではなく、両者は相互に補完するものであるという主張の根拠として以下のような点を指摘している。

- ・ NPT 第 6 条は核軍縮を追求する法的拘束力ある義務を含んでいる。
- ・ TPNW の交渉とその採択は、NPT 第 6 条の完全な実施に向けての進展をなすものである。
- ・ TPNW の包括的な禁止は、核軍縮のため NPT で規定されている「効果的措置」を具体的に表現したものである。
- ・ TPNW は、NPT の前文に規定されている「国家の軍備からの核兵器の廃棄」という熱望より鼓舞され、それに従っているものである。
- ・ TPNW の諸規定は NPT に完全に首尾一貫しており、補完的なものである。
- ・ NPT の諸会議において、TPNW 締約国は一貫して 2 つの条約の間の補完性を強調してきた。
- ・ 締約国は、TPNW により核兵器を禁止することを通じて、NPT 第 6 条の実施を支援できる法的枠組みを創設したのである。
- ・ NPT も TPNW も核兵器を廃絶するという目的を共有している。
- ・ 両条約とも、核兵器の使用から生じるであろう壊滅的な人道的結果を、基本的な推進の懸念として共有している。
- ・ NPT は、核戦争により人類に課される本質的な危険を条約前文で承認している。
- ・ 2010 年 NPT 再検討会議の最終文書は、被害者援助、環境修復、国際的協力・援助に言及している。
- ・ 2010 年 NPT 再検討会議の最終文書は、核兵器の使用の壊滅的な人道的結果に深い懸念を表明している。
- ・ 核兵器使用の人道的結果に関する懸念は、NPT と TPNW の双方にとって共有されている基盤である。

4.3 ウィーン行動計画における決議

会議で採択されたウィーン行動計画において、他の協定との関係（第 18 条）について締約国は以下のことを決議している。

行動 35：TPNW と既存の軍縮・不拡散レジームの補完性を強調する。

行動 36：TPNW と NPT との実質的な協力が可能な領域を提案し明確化するため非公式

ファシリテーターを任命する。

行動 37：IAEA や CTBT など他の国際機関との協力を促進するため協力する。そのような協力は、TPNW、NPT、CTBT 間の補完性を促進する。

行動 38：TPNW と、非核兵器地帯を含む軍縮・不拡散レジーム間の相互の補完性を強調するため、多方面での認識を高めるためのアウトリーチ活動の協力を継続する。

なお会議は、「第 1 回締約国会議と第 2 回締約国会議の間に、核兵器禁止条約と核不拡散条約および他の関連する核軍縮・不拡散文書の間の実体ある協力が可能な領域をさらに探求し明確にするためアイルランドを非公式ファシリテーターに指名する。非公式ファシリテーターは、適切に調整委員会を通じて配布される勧告を提出する」ことを決定した。

4. 4 今後の課題

TPNW と NPT との関係をめぐる議論では、TPNW の締約国および支持国はすべて補完の関係にあるという見解で一致しており、会議の「宣言」では、TPNW の第 1 回締約国会議に参加したすべての国の総意として「本条約と NPT との補完性を再確認する」と規定されている。他方、NPT の 5 核兵器国は TPNW の存在自体をも認めず、それは NPT を棄損するものであり、現在の NPT 体制の存在をも否定するものであるという形で、TPNW への絶対的な反対の意思を表明している。

普遍性の拡大の議論とも共通するものであるが、核兵器国が両条約の補完性を承認することは当分の間起こりえないことである。ウィーン行動計画で提案されているように、さまざまなフォーラムにおいてまたさまざまな機会をとらえて、TPNW と NPT の補完性を主張し説得するよう努力することは重要であるが、実際の行動としては、核兵器国以外の諸国の条約への加入を推進するため努力することが必要であろう。

補完性の議論は、TPNW 締約国が主張し、ウィーン行動計画でも取り入れられているように、論理的な推論として、または法的な解釈において補完性が成立する可能性があるとしても、TPNW に反対している国は必ずしもそのような側面からの価値判断を行うわけではなく、安全保障の側面から、あるいは政治的な側面から TPNW を支持することが好ましいかそうでないかという観点から判断するものである。この補完性の議論はどこかにまとまるという性質のものではなく、各国の政治的な判断が優先すると思われる。

その意味で、この問題の解決も普遍性の議論の場合と同じように、条約に賛同する国家を増やすこと、つまり TPNW 未加入国に対して、条約へ加入させるための努力を継続し、締約国を増やすことに還元される。まずは非核兵器地帯条約の締約国で TPNW 未加入国を、次に核の傘の下にない NPT 締約国で TPNW 非加入国を、さらに核同盟にある非核兵器国である NPT 締約国の順に働きかけるべきであろう。

上述したように、スイスは TPNW に今後も建設的に関わっていくし、この条約の利害関係者として協力すると述べ、ドイツも建設的対話への参加にはコミットしているし、実際の協力の機会を探っていると述べ、ノルウェーも我々は、核軍縮を進展させ、この分野で

の分裂に対抗するためのすべての国家の間での建設的な対話を求めていると述べており、その際に NPT と TPNW の関係を議論することも可能であろう。

5 第 10 回核不拡散条約再検討会議

第 10 回 NPT 再検討会議は、TPNW 第 1 回締約国会議から 1 カ月少し後の 8 月 1 日から 26 日まで 4 週間にわたり国連本部で開催された。再検討会議は NPT の運用を再検討するため 5 年ごとに開催されるが、今回はコロナ禍のため 2 年遅れで開催された。この会議は、NPT に関連して、一般演説を行った後に核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の 3 つの主要委員会に分かれて議論を推し進め、過去の実績の評価と今後取るべき行動計画を議論し、全体を包括する最終文書の採択を目指して行われる。最終文書の採択はコンセンサスにより行われる。今回の会議は TPNW の締約国会議の直後に行われたため、条約推進派の諸国にとっては TPNW の存在をアピールし、支持国拡大のための有益な機会でもあった。

5. 1 核兵器禁止条約に関する議論

会議の最初に行われた一般演説において、オーストリアは、「いかに困難であっても、核軍縮の顕著で信頼できる進展を達成し、同時に核不拡散を強化するため、NPT の義務の履行を前進させるためこの会議を利用することが必要である」と述べ、大多数の国家は核兵器に基礎を置く安全保障から核兵器の壊滅的な人道的結果を基礎とするアプローチに移行しており、それは TPNW への我々の強力なコミットメントとなっていると分析し、「TPNW は NPT を補完するのみならず、核軍縮および不拡散のための規範の重要で緊急に必要とされている再強化をもたらすものである」と主張し、すべての国家に対し TPNW への加入を要請している¹⁶。

オーストリアはまた、作業文書において、「核兵器禁止条約は第 6 条の完全な履行のために不可欠な措置であり、核兵器のない世界という究極の共同の目的を達成するための一層の効果的な措置を引き続きとる必要がある。核兵器禁止条約を署名し、批准することにより、諸国家は核不拡散条約への明確な支持および完全な履行を表明しているのである」と述べ、TPNW と NPT の完全な両立性および補完的關係を主張している¹⁷。

NAC（新アジェンダ連合）は、「寒々とした軍縮の領域での明るい側面は、2021 年 1 月に核兵器禁止条約が発効したことである。この新しい条約とその第 1 回締約国会議は、核軍縮・不拡散体制に必要とされている大きな勢いを与えた。TPNW は NPT と両立するものであり、第 6 条の履行を前進させるものである」と述べている¹⁸。

NAC はまた、「会議は、大多数の締約国が核兵器禁止条約を採択したという事実を認めるべきである。それは 2021 年 1 月 22 日に発効している。またそれは核不拡散条約第 6 条の履行に貢献する核軍縮の効果的な措置であると認識し、TPNW と NPT の諸規定は完全に両立し矛盾しないものであることを書き留めるべきである」と主張している¹⁹。

NAM（非同盟諸国）は、「このグループは、核軍縮および核兵器全廃に向けての多国間

努力を歓迎する。我々は2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択、2021年1月22日の発効および2022年6月21-23日の第1回締約国会議の成功裏の開催に注目する。この条約が核兵器の全廃という目的の促進に貢献することを希望している」と積極的な評価と希望を述べている²⁰。

アイルランドは、「私は核兵器禁止条約のウィーン宣言の採択を歓迎する。ウィーン会議の成果は、締約国が第6条の義務を実現するための通路としてのTPNWの価値を成功裏に示している。TPNWはNPTと完全に両立しかつ補完するものである。我々は、TPNWの建設的な貢献がこの会議の成果文書に反映されることを希望している」と述べている²¹。

キューバは、両条約の両立性の観点から、TPNWはNPTの完全性を棄損するものではない理由として、①TPNWはNPT第6条を補完し両立する努力を通してNPTの目的の達成を援助するものであり、②TPNWは、NPTの前文にある核軍縮のための国際緊張の緩和、国家間の緊張緩和など共通の願望を持っており、③TPNWは核兵器を禁止することによりNPTの核不拡散努力を支持しており、④TPNWはNPTで使われている用語を使用しており、⑤TPNW第18条はこの条約の履行が現存の国際協定で引き受けた義務に悪影響を与えないことを規定していると述べている。さらにTPNWは、国際安全保障、軍縮・不拡散の構造を損なうものではなく、生命および環境に無差別で永続的効果を持つ大量破壊兵器を禁止するとともに国際の平和と安全保障の維持に効果的に貢献するため国際社会の多数の熱望を反映するものであると主張している²²。

さらにオーストリア、アイルランド、カザフスタン、メキシコは、「NPT締約国は、最終的な成果文書の一部として、TPNWとNPTの間の両立性および補完性を承認する特別の文書を含めるべきである」ことを強く要請している²³。

核兵器禁止条約の66の締約国および20の署名国は、会議において以下のような共同声明をメキシコが代表して発表した²⁴。

- ・我々は、核不拡散条約が軍縮・不拡散レジームの礎石であることを認め、TPNWとNPTの両立性を再確認する。
- ・我々は、TPNWの作成を鼓舞し動機づけた道徳的および倫理的命令を再述する。
- ・我々は、核兵器の使用の威嚇および増加する執拗な核レトリックに驚かされ、怯えている。これは核抑止理論の誤りをこれまで以上に目立たせている。
- ・核兵器の存在は、すべての国家の共通の安全保障、実際我々の存在自体を脅かしている。
- ・このような状況で、TPNWはこれまで以上に必要とされている。我々は、核兵器に一層悪の烙印を押し、非正当化し、核兵器に対する強力な強行規範を迅速に打ち立てるためTPNWの履行を進める。

TPNWの署名国でないスイスは、「委員会はTPNWの発効を注目すべきであり、再検討会議がこの条約とNPTとの関係の性質を明確にすること、およびそれが建設的であることを希望している」と述べている²⁵。

以上のようにTPNW推進国の主張はさわめて明瞭で、上述のように会議で主張されたさ

まざまな条約支持の見解をできるだけNPT再検討会議の最終文書に含ませることを決心していた。その内容は、第1に形式に関して、TPNWがすでに存在し、66カ国がすでに批准しているという事実を国際社会に認めさせることである。第2に内容に関して、TPNWとNPTとの肯定的な関係を最終文書が明確に示すことである。具体的には両条約が矛盾するものではなく両立するものであり、かつ相互に補完するものであるという積極的な評価を会議で明確にすることである。またTPNWに規定する諸措置はNPT第6条が規定している「核軍縮の交渉義務」の実施であることを認めさせることである。

それに対して核兵器国および核同盟国は当初からTPNWに対して徹底的に反対を表明しており、核兵器国自身がTPNWに加入することはまったく論外であると主張しつつ、他の非核兵器国に対しても条約に反対し加入しないようさまざまな働きかけを行ってきた。TPNWは核兵器に関するほぼすべての活動を禁止し、NPTに含まれる義務以外に、核兵器国が核兵器を使用しまた使用の威嚇を行うことを禁止しているだけでなく、保有すること自体を禁止し、将来的に廃絶することを求めているので、これらの諸国にとっては受け入れられないものとなっている。

またTPNWの基本的な考えは核抑止論の否定であり、国家の安全保障の側面からアプローチするものではなく、人道的なアプローチすなわち人類の生存のためというアプローチを基本姿勢としている。逆に核兵器国および核同盟国は核抑止論により自国の安全保障を維持しようと考えている。ここに両者の決定的な対立が存在しているため、両者の早期の歩み寄りを期待することはきわめて困難である。

5.2 核兵器禁止条約の最終文書草案の内容

NPT再検討会議では、各国の一般演説の後3つの主要委員会において議論が行われるが、この問題は核軍縮に関する主要委員会Iで議論され、全体の議論の内容を基礎にして、主要委員会Iの委員長の責任でその部分に関する最終報告草案が8月12日にまず提出された。その文書の核兵器禁止条約に関する節は以下のように規定している²⁶。

会議は、核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを承認する。それは国連事務総長により2017年9月20日に署名のため開放された。会議はさらに、その条約が2021年1月22日に発効し、宣言とウィーン行動計画を採択して閉会した第1回締約国会議を2022年6月21-23日に開催したことを承認する。

この内容は、核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたこと、2017年9月20日に国連事務総長により署名のため開放されたこと、2021年1月22日に発効したこと、2022年6月21-23日に第1回締約国会議が開催され、宣言とウィーン行動計画を採択したことを時系列に沿って記述し、その事実をNPT再検討会議が承認するものである。これは、TPNWの存在について詳細な経過を含む内容であり、それらを会議が承認するという形で肯定的に対応しているものである。この事実認識の点に対しては、TPNWの存在自体を否定しようとする核兵器国の動きもある中で、一定の評価が与えられる。しかしNPTとの実質的な関係について、第6条の義務の履行であるとか、両者は両立可能であり、相互補

完的であるといった内容に関する評価は皆無である。それは議長が全体の議論のなかでコンセンサスが存在しないと判断したからであると考えられる。

この草案は、主要委員会 I で改訂版が 8 月 16 日と 19 日に 2 度提出されるが、この部分はそのまま維持された。さらに 3 つの主要委員会のすべてをまとめた最終文書草案が会議の議長の責任で 8 月 22 日提出され、8 月 25 日にその改訂版が提出されたが、内容は以前のもので維持された。しかし同日さらに提出された会議全体の最終文書の最終版²⁷において、これまでの記述の最後の締約国会議に関連する部分で「宣言とウィーン行動計画を採択して閉会した」という部分が削除されている。このことは TPNW の記述を弱めることを主張する締約国が存在し、議長がコンセンサスで最終文書を採択するために必要と考えたからであろう。

しかしこの最終文書草案は、最終日にロシアがウクライナの原子力発電所に関する記述に反対したため、コンセンサスで採択されることはなかった。形式的な意味では、上述の TPNW に関する事実についての記述も正式には存在しない。しかし実質的な意味では、会議での議論および最終文書草案の作成過程を考慮するならば、再検討会議は TPNW の存在自体は承認していると解釈できる。

むすび

2021 年 1 月に発効した核兵器禁止条約は、2022 年 6 月の第 1 回締約国会議における議論および宣言やウィーン行動計画などの文書の採択、さらに第 2 回締約国会議に向けての方向性の決定などにより、条約体制の実質的内容が充実され、条約の内容および方向性に大きな前進が見られた。また締約国も 66 カ国となり、署名国も 20 カ国となっている。

また条約の存在それ自体に関しては、核兵器国を中心に反対する強い力が働く中で、NPT 再検討会議で条約の存在自体については一般に承認されたと考えて問題がないと結論できる。しかし、核不拡散条約との両立性や補完性については、まだ一般的に承認されたとはいえない。この意見の相違は当分の間継続するものと考えられる。

したがって、核兵器禁止条約締約国および支持国が今後特に推進すべきことは、締約国の数を増大させる努力であり、2017 年の国連会議での条約の採択に賛成した 122 カ国を当面の目標として、活動を強化することが必要であると考えられる。

注

- 1 核兵器禁止条約の内容およびその意義と課題については、黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』第 14 号、2018 年 3 月 1 日、15-32 頁を参照。
- 2 Report of the first Meeting of the States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW/MSP/2022/6. 21 July 22, pp.7-10. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/434/57/PDF/N2243457.pdf?OpenElement>
- 3 Report of the first Meeting of the States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear

- Weapons, TPNW/MSP/2022/6, 21 July 22, pp.11-26. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/434/57/PDF/N2243457.pdf?OpenElement>
- 4 核不拡散条約の文脈では、そこで定義された「核兵器国 (Nuclear-Weapon States)」という用語が一般に使用され、米ロ英仏中の5カ国を意味するが、核兵器禁止条約の文脈では、さらにインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮という核兵器を保有する9カ国を意味する「核武装国 (Nuclear-Armed States)」という用語が一般的に使用されている。
 - 5 TPNW/MSP/2022/WP.9, 22 June 2022. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/397/14/PDF/N2239714.pdf?OpenElement>
 - 6 TPNW/MSP/2022/WP.1, 6 June 2022. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/372/89/PDF/N2237289.pdf?OpenElement>
 - 7 TPNW/MSP/2022/CRP.6/Add.1, 22, June 2022. https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/TPNW.MSP_2022.CRP_6.Add_1-Rev-Dec-2.pdf
 - 8 TPNW/MSP/2022/WP.5, 8 June 2022. https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/TPNW.MSP_2022.WP.5-advanced-unedited.pdf
 - 9 TPNW/MSP/2022/WP.7, 17 June 2022. https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/TPNW.MSP_2022.WP.7-Universalization-advanced-unedited-corr.pdf
 - 10 Statement by Switzerland, 22 June 2022. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/07/Swiss-Statement-first-Meeting-of-States-Parties-TPNW-2022.pdf>
 - 11 Statement by Germany, 22 June 2022. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Germany.pdf>
 - 12 Statement by the Netherlands, 22 June 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/1msp/statements/22_June_Netherlands.pdf
 - 13 Statement by Norway, 22 June 2022. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Norway.pdf>
 - 14 Statement by Sweden, 22 June 2022. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Sweden-Statement-TPNW-MSP-as-delivered.pdf>
 - 15 TPNW/MSP/2022/WP.3, 8 June 2022. https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/TPNW.MSP_2022.WP.3-Complementarity-advanced-unedited.pdf
 - 16 Statement by Austria, 02 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_Austria.pdf
 - 17 NPT/CONF.2020/WP.61. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/407/12/PDF/N2240712.pdf?OpenElement>
 - 18 Statement by NAC, 03 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/4Aug_MCI_NAC.pdf
 - 19 NPT/CONF.2020/WP.5. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/334/46/PDF/N2133446.pdf?OpenElement>
 - 20 Statement by NAM, 01 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_NAM.pdf
 - 21 Statement by Ireland, 2 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_Ireland.pdf
 - 22 NPT/CONF.2020/WP.48. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/417/89/>

PDF/N2141789.pdf?OpenElement

- 23 NPT/CONF.2020/WP.76. https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/npt_conf.2020_wp.76_advance.pdf
- 24 Joint Statement by Mexico, 17 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2022/statements/17Aug_MCI_TPNW.pdf
- 25 Statement by Switzerland, 4 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2022/statements/4Aug_MCI_Switzerland.pdf
- 26 Draft Report of Main Committee 1, 12 August 2022, NPT/CONF.2020/MC.I/CRP.1. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2022/documents/MCI_CRP1.pdf
- 27 Draft Final Document, 25 August 2022, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2022/documents/CRP1_Rev2.pdf